

象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳法に記録されている小児又は町長が特に認める小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療(乳児及び幼児等以外の小児にあっては、入院に係る医療)に関する給付が行われるものとする。

2 (略)

～略～

(助成の方法)

第5条 乳児及び幼児等の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 (略)

3 小児(乳児及び幼児等を除く。)の医療費の助成は、町長が助成する額を対象者に支払うことによって行うものとする。

(医療証の交付)

第6条 乳児又は幼児等の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

～略～

象者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本町の住民基本台帳法に記録されている小児又は町長が特に認める小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は医療保険各法の規定により医療_____に関する給付が行われるものとする。

2 (略)

～略～

(助成の方法)

第5条 小児_____の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者(以下「病院等」という。)に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 (略)

(削る)

(医療証の交付)

第6条 小児_____の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町小児の医療費の助成に関する条例(以下「新

条例」という。)の規定は、施行日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴い新たに助成の対象となる者の医療証の交付申請手続は、施行日前においても、新条例第6条の規定の例により行うことができる。